住所　東京都豊島区目白１丁目３番17号
方番　昭和50年８月３日生
住所　奈良市東九条町700番地22
康周　昭和33年４月18日生
住所　奈良県香芝市関屋北３丁目10番１号
金伯在　昭和52年５月31日生
住所　千葉市中央区道場南２丁目２番２号
趙丙淑　昭和33年４月19日生
住所　千葉県船橋市浜町２丁目３番34―1302号
張丹　昭和54年３月13日生
豊嘉文　平成16年６月17日生
豊新格　平成21年１月13日生
住所　千葉市花見川区千種町283番地２
崔蘭　昭和55年５月12日生
住所　千葉県佐倉市上志津1827番地29
レイナ・アルカバザ・カナオ　平成８年９月２日生
住所　山口県岩国市昭和町１丁目４番25―602号
金希善　昭和49年８月４日生

○文部科学省告示第百四十九号

在外教育施設の認定等に関する規程（平成三年文部省告示第百十四号）第十八条第１項の規定により、平成五年文部省告示第二号（在外教育施設を認定した件）により認定した上海日本人学校（小学部及び中学部）の設置者について変更することを承認したので、同規程第二十二条第１項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年十一月二十二日　　文部科学大臣　髙木　義明

変更前	変更後
上海日本人学校運営委員会	上海日本商工クラブ

○農林水産省告示第千九百十八号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第１項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十二年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年十一月二十二日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称			
農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	クボタ　ＫＳＱ515―ＰＣ	210020	〃
〃	クボタ　ＫＳＱ435―ＰＣ	210019	株式会社クボタ
〃	クボタ　ＩＣ95ＭＺ	210021	〃

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局農業生産支援課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局、都道府県庁及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供する。

住所　愛知県春日井市牛山町2814番地11
ジェイソン・デ・グズマン　昭和63年９月５日生
デニス・デ・グズマン　平成元年10月24日生
ケビン・デ・グズマン　平成２年11月17日生
住所　埼玉県桶川市大字坂田971番地37
ビジョイ・バルア　平成元年９月20日生
住所　岐阜県可児市緑ヶ丘４丁目196番地
朴美那　昭和28年３月28日生
住所　奈良県天理市柳本町36番地26
ルイス・セイジ・ワジマ　昭和37年４月30日生
マリエ・ワジマ　昭和40年１月１日生
カレン・ユミ・ワジマ　平成６年９月25日生
住所　東京都墨田区太平４丁目１番１―3016号
エラヒ・モエナ　平成18年12月５日生
住所　埼玉県川口市並木２丁目31番３号
丁美善　昭和45年10月１日生

○農林水産省告示第千九百十九号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の六第１項の規定に基づき、ワンサート株式会社が認定に関する業務を行う事業所について、平成二十二年七月二十五日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十二年十一月二十二日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地
アメリカ合衆国ネブラスカ州リンカン市Ｂストリート二千六百一の一	アメリカ合衆国ネブラスカ州リンカン市ノース三十三番ストリート四百二十七

○農林水産省告示第千九百二十号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の六第１項の規定に基づき、スオーロ・ヨ・サルーテ有限会社が認定に関する業務を行う事業所について、平成二十二年十一月二日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十二年十一月二十二日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地
イタリア共和国　ボローニャ県サッソ・マルコーニ市サン・ロレンツォ通り一	イタリア共和国ボローニャ県ボローニャ市ガッリエラ通り九十三

○農林水産省告示第千九百二十一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第一項の規定により財団法人日本清涼飲料検査協会、秋田県及び社団法人埼玉県園芸協会に係る地鶏肉、有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物についての同法第十七条の二第一項の登録が、財団法人日本清涼飲料検査協会及び秋田県については平成二十二年三月二十九日限り、社団法人埼玉県園芸協会については平成二十二年九月七日限り、それぞれその効力を失ったので、同法第十七条の三第五項の規定に基づき公示する。

平成二十二年十一月二十二日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

○農林水産省告示第千九百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第１項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月二十二日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岩手県一関市大東町摺沢字樋ノ口四九の一（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第１項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月二十二日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岩手県九戸郡軽米町大字小軽米第九地割字浜坂七九の七・七九の一八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備